

2020年5月 6日

スポーツクラブ会員 各位

東富士スイミングクラブ

【重要】休業要請延長によるクラブの対応について

平素より東富士スイミングクラブをご利用いただき誠にありがとうございます。

5月5日に静岡県より「休業要請」の延長が県内のスポーツクラブに発令されました。

これに伴い検討した結果、**スポーツクラブにつきまして、休業延長期間中のご利用を休止**させていただきます。

休止期間 **2020年5月7日（木）から2020年5月17日（日）**

近隣の市町等で感染者が発生した場合および国からの要請が発令された場合につきましては、検討の上、ホームページにてお知らせさせていただきますのでよろしくお願いいたします。